令和7年度国際ルール形成・市場創造型標準化推進 事業費(我が国の国際標準化戦略を強化するための体 制構築)

> (計量制度見直し関連事業) の再委託事業に関する公募要領

> > 令和7年4月 一般財団法人日本規格協会

令和7年度国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費(我が国の国際標準化戦略を強化する ための体制構築)(計量制度見直し関連事業)の再委託事業に関する公募要領

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省からの受託事業(**国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費**: 我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築) (計量制度見直し関連事業) の再委託事業実施者を以下の要領で公募します。

1. 事業の目的(概要)

第4次産業革命の時代を迎え、新市場の創造や技術の社会実装のために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。

本事業では、我が国が国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指します。

2. 事業内容

令和7年度は、再委託事業として、以下のテーマ・内容について実施します。

テーマ名	内容	開発期間及び 令和 7年度 上限金額 千円(税込)
計量制度見直し 関連事業	技術革新や計量行政を取り巻く社会的環境の変化に的確に対応すべく、計量制度の見直しに資する各種調査事業等(自動はかりに関する調査及び広報、計量士の実態に関する調査、計量器における表示部の調査、検定有効期間、検査方法の在り方に係る調査等)を行う。	令和7年度 25,552

(I) 事業概要

技術革新や計量行政を取り巻く社会的環境の変化に的確に対応すべく、計量制度の見直しに資する各種調査事業等を行う。

具体的には、自動捕捉式はかりの検定を行う者の増加及び適正計量管理事業所の増加 に資するための調査や、特定計量器の規制内容に関する見直し、計量人材のあり方に関 する調査、計量器における表示部に関する調査等、計量法に基づく制度や手続の運用実 態を踏まえた見直しのための調査事業等を行う。

(II) 具体的な事業内容

(1) 自動はかりに関する調査

① 適正計量管理事業所の増加に向けた調査

通常、自動はかりの検定周期が2年である一方、適正計量管理事業所の場合は検 定周期が6年になるため、適正計量管理事業所が増加することにより、検定実施者 及び受検者の双方にとって負担が軽減されることから、適正計量管理事業所の増加 に向けた調査を行う。自動捕捉式はかりを使用する事業所に対して、適正計量管理 事業所となることのメリットを訴求するとともに、どのような点が整備されれば適 正計量管理事業所となる意向があるか、アンケート等を行う。

② 自動捕捉式はかりの検定を行う者の充実に資するための広報

令和6年4月1日から自動捕捉式はかりの使用の制限を開始しているところ、指 定検定機関が雇用する「検定を行う者(一般計量士等)」の全国で必要な数を確保 するべく、周知広報活動を行う。指定検定機関の業務や従事する地域等を記載した ビラを作成し、全国の計量行政関係機関(都道府県及び特定市の計量行政担当部署 や計量協会等)に配布する。

(2) 計量人材のあり方に関する調査等

計量行政の担い手(計量人材)は、地方計量行政機関(都道府県及び特定市の計量行政 担当部署)及び計量士の両輪である。今年度は、過年度の全国的な調査を踏まえ、都道府 県ごとに調査を実施し、今後の計量行政執行における課題を取りまとめる。

① 計量士の都道府県別の勤務状況(業種、経験年数等)、需給状況等を調査し、都道府 県ごとに今後の計量士の確保施策について検討する。

計量士の勤務場所(所在)は偏在しており、都道府県ごとの状況(検定・検査の必要な事業所数、計量士の高齢化状況等)を踏まえ、それぞれに適した計量士の確保施策を検討し、都道府県と連携した施策を行うことが重要。

- ・都道府県等への計量士の現状調査(アンケート等)を実施。
- ② 都道府県及び特定市の地方計量行政機関における計量人材の充足、人材確保状況、教育(研修)を調査し、今後の計量人材のあるべき姿について検討する。
 - ・都道府県等への計量人材の現状調査(アンケート等)を実施し、ベストプラクティス を検討する。
- ③ 計量人材の検討に必要な計量行政関係データ等の集計、分析を行う。

(3) 計量器における表示部の調査

近年の技術進歩により、計量部と表示部が一体であることを原則とする従来の計量器とは異なり、IoT技術等を活用した特定の表示部を有しない形態の計量器開発が見られる。このような中、当該開発動向に対して計量法ではどのように対応していくべきか検討する必要がある。本事業では、令和4年度に総合特別区域法により設置された特区である「ふじのくに先端医療総合特区」より電気式アネロイド型血圧計(以下「血圧計」という)に関する規制緩和要望があったことも踏まえ、表示部を持たない計量器に対する、適切な法執行に必要な対応案を明らかにするため、以下の調査検討を実施する。

① 検討対象とする計量器の絞り込みと課題の抽出等

表示部を有しない計量器について、その信頼性を担保するには、ソフトウェア要件・通信・セキュリティ等の技術基準を検討する必要がある。こうした計量性能以外の分野も含めた専門家等と意見交換を行い、課題を聴取し、表示部のない計量器の技術基準策定に関心をもつ関係者を特定する。また、血圧計に限らず、同様のニーズのある特定計量器の特定を進める。

② 関連する技術基準についての事前検討

データの信頼性を担保するための技術基準の検討にあたり、ソフトウェア制御の計量器に関する一般的な要件を定めた国際的な技術基準(0IML D31)、国内外の関係法令や技術基準等も参考に①で特定した関係者による議論の場を設け、 0IML に適合するJISを作成するべきか否か等、計量法における対応方針案の検討を行う。

(4)検定有効期間、検査方法のあり方に係る調査

水道メーターの検定有効期間、特定計量器の検定制度におけるサンプリング検査の導入 の是非について有識者による検討を行う予定であるところ、その検討を行うための事前調 査を行う。

① 検定有効期間の検討のための調査

水道メーターの検定有効期間を見直す際に必要となる技術的検証方法、機器の性能・使用・検定等の状況、他の計量器の事例、海外の動向等を文献等で調査・分析し、結果をまとめる。

② 特定計量器の検定制度におけるサンプリング検査導入の検討のための調査

特定計量器の検定制度におけるサンプリング検査の導入を検討する際に必要となる海外動向を文献等で調査するとともに、サンプリング検査を導入することのメリット、デメリット、導入のための課題、検討すべき事項を整理する。また、関係事業者や有識者の意見を収集し、取りまとめる。

3. 事業実施期間

契約締結日~令和8年2月27日(金)

4. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 本事業に関する委託契約を当会との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を 有する統括者(統括機関)を定めること。
- ⑤ 国の予算決算及び会計令70条及び71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・0 1・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該 当しないこと。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態:委託契約
- (2) 採択件数: 1件
- (3)予算規模: 2. 事業内容に記載のある金額をそれぞれの上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当会と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入:事業報告書の電子媒体(PDF)を当会に納入。
- (5) 委託金の支払時期:委託金の支払いは、事業終了後の精算払となります。
- (6) 支払額の確定方法: 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき現地調査を 行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる 費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らか にした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額 及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費について は、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日:令和7年4月16日(水)

締 切 日:令和7年5月7日(水)12:00必着

(2) 応募書類

①提案書をPDF化して電子メール、オンラインストレージ等により、次の資料、又はこれに準ずるものと共に提出してください。

- ・提案書は、「別紙」に基づいて作成してください。
- ・提案書は、日本語で作成してください。
- ②提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表
- ・当会から提示された契約書に合意することが再委託先選定の要件となります。参考とし

て、この要領とともに契約書例を掲載いたしますので、契約書の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書。なお、契約書は変更する可能性があることをご承知おき下さい。

- ・応募者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものを提出する場合は、参考としてその原文を添付してください。
- ③ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。 なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、 申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- (3) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより以下に提出してください。 件名(題名)を必ず「計量見直し関連事業」として下さい。

一般財団法人日本規格協会 標準化企画・管理ユニット 標準化総括チーム e-mail: sdg@jsa.or.jp

- ① FAX及び郵送による提出は受け付けません。また、応募要件を満たさない者や不備がある提案書は、受理しない場合があります。
- ② 受理した提案書は返却できませんので、予め御了承ください。
- ③ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効となりますので御了承ください。なお、この場合、提案書その他の書類は返却いたします。
- ④ 締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって御送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審查方法

採択にあたっては、有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。 なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

① 「4.」の応募資格を満たしているか。

<提案内容>

- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 本事業の成果を高めるための適切な事業目標が設定されているか。

<事業計画>

- ④ 事業の実施方法、実施計画が現実的か。
- ⑤ 本事業の実施方法等について、事業目標を達成し本事業の成果を高めるための効果的な 工夫が見られるか。
- ⑥ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮 し、適正な積算が行われているか。

<事業の実施体制>

- ⑦ 再委託事業を実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有しているか。
- ⑧ 共同で提案を行う場合、事業実施体制において、共同実施者それぞれの実施内容や役割 分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有しているか。また、事業全体

の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者(統括機関)を定めているか。

<事業の実施能力>

- ⑨ 再委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているか。
- ⑩ 再委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか。

<その他>

(1)ワーク・ライフ・バランンス等推進企業であるか。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当会ホームページで公表するとともに、当該申請者に対し その旨を通知します。

なお、審査結果などの照会には応じません。

8. 契約について

採択された申請者について、当会と提案者との間で再委託契約を締結することになります。 なお、採択決定後から再委託契約締結までの間に、当会及び本事業の委託元である経済産業 省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。 また、当会及び本事業の委託元である経済産業省が必要と判断した場合に、提案した実施体制 以外の再委託予定先と実施体制を組むことが契約の要件になることもあります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、再委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、再委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

なお、当会から提示される契約書(案)に基づき、受託業務の実施に際し、本事業の委託元である経済産業省又は経済産業省の指名する標準・技術専門家等による各種助言・調整等に従うことを御了承ください。また、委託業務の事務処理は、本事業の委託元である経済産業省が提示する最新の委託事業事務処理マニュアル

(http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html) 及び当会の指示に基づき実施していただきます。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

	、具体的には以下のとおりです。
経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
Ⅱ. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に 係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な謝金 (委員謝金等)
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費 (請負契約)
印刷製本費	事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助職員(アルバイト等)に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例)
	通信運搬費(郵便料、運送代、通信・電話料等) 光熱水料(電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合)
	設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用
	文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 一般管理費	再委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費 としての抽出、特定が困難なものについて、再委託契約締結時の条件 に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機 器等)
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

・ その他事業に関係ない経費

10. その他の留意事項

提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、次項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。

11. 問い合わせ先

本件に関する問合せは日本語とし、下記の電子メールにて受け付けます。また、電話、来訪等による問合せには対応いたしません。 問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「計量見直し関連事業」として下さい。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

担当:一般財団法人日本規格協会 標準化・総括支援ユニット 標準化総括チーム電子メール: sdg@jsa.or.jp

なお、問合せは、原則として令和7年5月6日(火)以降は受け付けません。問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「計量制度見直し関連事業」として下さい。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。